

## 陪・参審制度と事件報道・裁判報道の在り方(諸外国の実情)

タイプ	該当する国名	陪参審の別	事件報道に対する規制	裁判報道に対する規制	陪・参審員が報道の影響を受けるのを回避するための措置	陪審員・参審員に対する取材の制限
タイプA 裁判の中立・公正を確保するため、事件報道・裁判報道そのものを直接規制	イギリス カナダ オーストラリア	陪審	現に進行中の事件に関し、公正な裁判を害するおそれのある情報を報道すれば裁判所侮辱罪に問われる。  被告人の前科や悪性格についての報道、被告人が公判前にした自白の暴露、事件の評価に関するコメント・論評等は裁判所侮辱罪に当たる可能性が高い。	公開の法廷で行われた手続についての公平で正確な報道は、原則として裁判所侮辱罪の対象にならない。  公正な裁判の確保という観点から次のような規制があり得る。 ①特定の手続に関する報道が、当該手続又は将来の手続の公正な進行を妨げるおそれが高いと判断される場合に裁判所が発する報道延期命令(イギリス) ②予備審問における自白、陪審員を立ち会わせないで行った手続等に関する出版報道の一般的禁止。制定法及びコモンロー上裁判所が裁量的に発する出版報道禁止令(カナダ) ③特定の手続に関する報道が、当該手続又は将来の手続の公正を傷つけかねない場合に裁判所が発する報道禁止命令(オーストラリア)	忌避の制度(イギリスは理由付き忌避のみ、カナダ、オーストラリアは理由付き忌避と専断的忌避)はあるが、当事者に質問権が認められていないことから、報道の影響を理由とする忌避は実際上困難。  裁判地の変更、陪審員の隔離等の制度はあるが、使われることはまれ。ただし、カナダでは、いったん評議が開始されると評決が出るまで帰宅を許さないのが原則。  報道により陪審員が予断・偏見を抱き、公正な評決をすることができないと判断される場合、裁判官は、当該陪審員の一部又は全部を放免することがある。	陪審員が評議内容を開示する行為及び陪審員に対して評議内容を尋ねる行為は、いずれも裁判所侮辱罪に当たる(評決の前後を問わない)。報道目的のみならず、学術研究目的によるインタビューも禁止される(イギリス、カナダ)  評決後における評議内容の開示や出版報道は、裁判所侮辱罪に当たらないというのが通説的見解であったが、近年、著名事件の評議暴露報道が契機となって、評決後の評議内容の公開を禁じる法改正が各州に拡がっている(オーストラリア)
タイプB 報道の規制はしない。裁判の中立・公正は、予断・偏見を持ってしまった候補者を陪審から除外することによって確保	アメリカ	陪審	事件報道に対する一般的規制はない。 (州によっては、法曹協会とメディアの間で公正な裁判を守るための協約が締結されているが、紳士協定に留まる)  裁判所には、被告人、代理人、目撃者等の事件関係者に対し、係争中の事件についてのコメントを禁止する命令(いわゆるGag Order)を出す権限が認められているが、報道機関に対して直接的な報道制限命令を出す余地は極めて限定されている。	裁判報道に対する一般的規制はない。  例外的な規制として、 ①検察官・弁護士ら訴訟関係人に対するコメント禁止命令(いわゆるGag Order) ②手続の封鎖(公開停止) ③報道制限命令があり得るが、②、③の余地は極めて限定されている。	陪審員候補者に対する質問手続(Voir Dire)によって、予断・偏見を持った者を陪審から除外することができると考えられている。 報道に接しただけでは忌避の理由にならないが、その結果公平な判断ができないと判断される場合には、忌避の理由となる。 理由付き忌避が認められなくても、専断的忌避が可能。  加熱した報道等の影響により、特定の日時場所では、中立・公正な陪審員を確保できないと考えられる場合には、 ①裁判地の変更 ②審理の延期等の措置が採られることがある。  選任された陪審員に対しては、事件に関する報道を見たり、聞いたりしないようにする義務が課される。まれに、陪審員の隔離が行われることもある。	陪審員は、公判中は、事件のことを話したり、議論したりしてはならない義務を負う。  公判終了後の規制はない。陪審員がテレビに出演したり、手記を発表した例もある。ただし、事件によっては、主として評議の秘密を守る目的で、裁判官が陪審員に対し、評議の内容を口外しないように命じる場合があるようである。  陪審員の個人情報の公開は、州によって、あるいは、裁判所によって様々。
タイプC 事件報道・裁判報道の影響を重大視しない	フランス ドイツ イタリア スウェーデン デンマーク オーストリア 等	参審(ただしスウェーデン、デンマーク、オーストリアは陪審併用)	一般的に、公正な裁判の確保という観点からの報道規制は行われていない。  ただし、主として被疑者・被告人の人権保護の観点から、有罪性や刑罰についての論評及び手錠姿等の放映等を法律で禁止している国(フランス)メディア側の制裁金を伴う自主規制により被告人の氏名等の公表が控えられている国(スウェーデン) 職権又は当事者の申立により裁判所の判断で関係者の氏名等の報道を禁止することができる国(デンマーク等)はある。これらが間接的に公正な裁判の確保(陪参審員に与える予断・偏見の防止)に役立っている面はある。	規制はない。著名事件では、法廷の様相が連日報道され、新聞に厳罰を求める記事が掲載されることもある。参審員に対し報道を見ないようになどという注意が行われることもない(フランス)  規制はない。報道に多少の問題があっても、職業裁判官の関与によって中和可能と考えられているようである(ドイツ)  刑事手続の結果に影響を与えるような審理結果の予測報道を法律で禁止している国(オーストリア=陪審併用国)もないわけではない。	参審員の性質上、選定段階で個々の事件についての犯罪報道の影響が考慮されることはない。理論上、不公正な裁判をするおそれのあることは、忌避理由となり得るが、職業裁判官と同様、報道に接しただけで不公正な裁判をするおそれがあるとは考えられていない(ドイツ、スウェーデン)  専断的忌避の制度があるが、質問手続が行われないことから、報道の影響を理由とする忌避は実際上困難(フランス)	参審員は、評決時まで、事件に関し、他の参審員及び裁判官以外の者と話してはならないとされ、その違反は破棄原因になるとされている。また、参審員は、職務終了後も評議の秘密を漏らしてはならないとされている(フランス)  参審員は、職業裁判官と同様の守秘義務を負う。その守秘義務は、職務期間終了後も解除されない(ドイツ)  評議の秘密を漏らす行為は、おおむね犯罪として処罰されるようである(フランス、イタリア、スウェーデン、デンマーク等)